

平成28年度 第2回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 開催日時 平成29年2月9日(木) 午後3時00分～
- 2 開催場所 熊本市議会棟 2階 議運・理事会室
- 3 議事
 - 1 平成29年度国民健康保険会計当初予算(案)について
 - 2 その他
 - (1) 低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直しについて
 - (2) 平成28年熊本地震への対応について
 - (3) 国保制度改革について
- 4 出席者
江藤委員 福永委員 松岡委員 吉田委員 福島委員 園田委員
齋藤(龍)委員 宮本委員 村瀬委員 林委員 岩田委員 澁江委員
野見山委員 阪田委員 斉藤(和)委員 大島委員 川瀬委員
計17名
- 5 欠席者 三島委員
計1名
- 6 事務局
健康福祉局長 健康福祉局総括審議員 保健衛生部長 国保年金課長
計4名
- 7 傍聴人 0名
- 8 議事録署名委員
福島委員 川瀬委員

- ・ 開会
- ・ 会長挨拶
- ・ 副市長挨拶
- ・ 議事
 - ・ 1 平成 29 年度国民健康保険会計当初予算（案）について
 - ・ 2 その他
 - ・ (1) 低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直しについて
 - ・ (2) 平成 28 年熊本地震への対応について
 - ・ (3) 国保制度改革について

【議 長】：これからの進行につきまして皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

ここで、本日の会議の議事録の署名委員を福島敬祐委員と川瀬修一委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、お二人にはよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の一つめとなります「平成 29 年度国民健康保険会計当初予算(案)について」の審議に入ります。事務局からの説明を求めます。

【事務局説明】：「平成 29 年度国民健康保険会計当初予算（案）について」

・ポイント 1 「医療費の見込」

熊本地震の影響により、平成 28 年度が例年と異なる動向を示す。具体的には、家屋が半壊以上の被災をされた方については、医療機関の窓口を支払う一部負担金が免除されていることで、前年度決算（平成 27 年度）と比較して約 3.1%と大きく伸びる見込み。

平成 29 年度見込みは、震災の影響を控除して、平成 28 年度は、平成 27 年度決算の 2%増。平成 29 年度は平成 28 年度見込みの 2%増として試算。国保の被保険者の人数は年々減っており、平成 29 年度は約 17 万 2 千人を見込み。しかし、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人あたりの医療費が年々高くなっており、全体の医療費が伸びている。平成 29 年度の医療給付費の額は、579 億 5 千万円を見込む。

・ポイント 2 「一般会計繰入金」

赤字補填分の繰入金は、前年度と同額の 8 億円。

・ポイント3 「平成28年熊本地震関連の被災者支援制度」

保険料の減免や一部負担金の免除の被災者支援制度について、現時点では、国の財政支援措置の延長が示されていないため、平成28年度で終了するものとして積算。

・ポイント4 「新たな収納率向上対策」

平成29年度に2つの新事業を予定。

まず、納付納税推進環境整備事業として、938万円の予算計上の予定。これは、国保だけでなく、市税など市が持つ他の債権についても、パソコンやスマートフォンなどのインターネット環境から、口座振替登録ができるサービスを開始するもので、24時間、金融機関等に行かなくても口座振替の申込ができる。このことにより、口座振替利用の促進を図り、収納率向上に繋げるもの。

次に、収納業務民間委託経費として、4,140万円の予算計上を予定。

これは、現在、35名の嘱託職員により、訪問による催告や集金等を行っているものを民間委託するもの。民間業者の持つ債権回収業務のノウハウを活用することや休日や夜間なども柔軟に訪問できること、職員の嘱託職員に対する管理業務が減り、その分滞納整理業務に従事できること等から、収納率向上を図るもの。費用的にも委託化により、年間約400万円の削減効果が見込まれる。

平成29年度予算案は総額約976億円で、平成28年度予算とほぼ同額と見込む。歳入の保険料は、現年度の収納率を平成28年度当初と同じ89.16%で見込むが、被保険者数の減少に伴い、収納額が約6億5千万円減少する。

次に、前期高齢者交付金が19億円増。これは、被用者保険などの拠出金により前期高齢者の療養給付費等の財源となるものだが、前期高齢者数の増に伴い増加。また、一般会計繰入金は、平成29年度は90億7,167万円。

主な要因として、保険基盤安定繰入金が、前年度比で約2億円増額。これは、国保の財政基盤強化のため、平成27年度から保険者支援制度の拡充が図られましたが、軽減対象者の増により、金額も増えているもの。歳出は、一人あたり医療費が高くなったことから、保険給付費の対前年度比が5億2,500万円の増額。

基本的な予算の組み方：項目ごとにかかる費用、歳出を見込み、それに必要な財源を、基本的なルールに基づいて充てていき、過不足を保険料や一般会計繰入金等で調整。

【議 長】：ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

【福永委員】：会議資料 1 ページ(3)について、国の財政支援措置の延長が示されていないと記載してあるが、7 ページの下部に記載してあることと記載内容が異なっています。7 ページ下部は予定ということですか。

【事務局】：平成 28 年度については、国からの財政支援が全額あります。平成 29 年度については、国の通知等ございませんので、まだ方針が示されておられません。

【福永委員】：平成 29 年度については、わからないということですね。
わかりました。ありがとうございます。

【齋藤（龍）委員】：平成 28 年度の一部負担金の減免は、29 年 2 月末まで減免と聞いておりましたが、29 年 3 月末日までの通知が届くということですか。

【事務局】：いまのところ、国からは 2 月末までということで通知がきております。延長するという情報も一部聞いております。正式な国からの通知はきていないため、はっきりしたことは言えません。現時点では、2 月末までとなっております。

【福永委員】：予算のポイントの(4)について、民間委託経費で 400 万円の削減となっているが、嘱託の 35 名は継続雇用なのか、退職してもらうのか。

【事務局】：予定としては 9 月末までで退職ということになっております。
委託業者決定後、そのまま雇用される場合もあります。

【福永委員】：35 名の嘱託職員はこれまでの収納業務で一定のノウハウを持っているかと思えますので、新たに雇用するより効果があるのではないのでしょうか。すべて 35 名雇用できる状況かわからないんですね。

【事務局】：委託業者がまだ決定しておりませんので、それ以降の話となります。

【議 長】：他にございませんか。
それでは、議事の二つめとなります、「低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直しについて」、事務局からの説明を求めます。

【事務局】：「低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直しについて」

平成 29 年度税制改正により、平成 29 年度の保険料から、低所得者に係る国

民健康保険料の軽減判定所得の見直しを図るもの。

低所得者に対する保険料軽減措置については、いわゆる法定軽減といい、全国統一的な基準により実施されている。

保険料算定の基礎には、図にあるように、上の「応能分」と下の「応益分」があるが、このうち「応益分」にあたる、「均等割」と「平等割」については、低所得者の負担軽減の観点から、所得によって算定した保険料を「7 割」「5 割」「2 割」軽減するという措置がある。

今回は、このうち「5 割」軽減と「2 割」軽減する対象世帯の判定所得について、経済動向、物価や賃金の上昇による不利益が生じないように、引上げるというものである。

具体的な金額は、記載のとおり、「5 割」軽減が 5 千円×被保険者数分、「2 割」軽減が 1 万円×被保険者数分の金額を引上げるもの。例えば、1 人世帯で言うと、所得 81 万円で 2 割軽減となっていたものが、所得 82 万円の方も 2 割軽減の対象になるということで、軽減対象が広がる。

本市の影響額は 1,300 万円、対象世帯は 560 世帯の見込み。

【議 長】：事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

【議 長】：特にないようですので、次に進みたいと思いますがよろしいでしょうか？

それでは、議事の三つめとなります「平成 28 年熊本地震への対応について」、事務局からの説明を求めます。

【事務局説明】：「平成 28 年熊本地震への対応について」

国民健康保険料の減免について、住家が半壊以上の被災をされた方や主たる生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合に、その被害状況に応じて、保険料の減免を行っており、1 月 27 日現在で、申請件数 17,955 件 その内決定が済んでいる件数が、17,404 件。減免額としては約 16 億円となっております。

次に、医療費の一部負担金の免除でございます。

現在、医療機関を受診される際に、住家が半壊以上の被災している方や主たる生計維持者が失職して収入がない方などについては、免除証明書を提示すれば、支払いが免除となっている。

免除の状況については、11月診療分までで、172,650件の約11億円となっている。

それから、一部負担金の還付につきましては、1月24日現在で、申請件数31,684件 その内、決定が済んでいる件数が22,836件で、約2億円となっている。

一番下の※印の財源について、前回7月の運営協議会では、国から10分の8の財政支援と説明していたが、その後、市や県などから要望したこともあり、全額、国からの財政支援が行われることとなっている。

なお、この被災者支援制度は、現在、国に財政支援の延長を要望しており、医療費の一部負担金の免除については、今月2月末で終了予定となっているが、延長されるという情報もある。国からの通知を待っている状況であり、延長決定次第、周知を図る。

【議長】：ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質疑等がありましたらよろしくお願いいいたします。

【議長】：特にないようですので、次に進みたいと思いますがよろしいでしょうか？
それでは、議事の四つめとなります「国保制度改革について」、事務局からの説明を求めます。

【事務局説明】：「国保制度改革について」

平成27年5月に医療保険制度改革関連法（「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」）が成立し、平成30年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県に移管することとなっている。

「1. 医療保険制度改革の背景と方向性」

改革の背景として、平成27年度の国の医療費が41.4兆円（前年度比+3.8%）となる等、年々医療費が増大していること。また、75才以上の後期高齢者の保険給付費は若い世代の約5倍であるなど、少子高齢化の進展による現役世代の負担が増えていることや、国保の構造的な課題があること等が挙げられる。

改革の方向性は、国民皆保険を将来にわたって堅持するために、医療保険制度の安定化、世代間・世代内の負担の公平性、医療費の適正化に取り組む必要がある。

特に、国保においては、構造的な課題として、年齢構成が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低く保険料負担が重い、また、保険料

の収納率低下や一般会計からの繰入や繰上充用をしているなど、財政基盤が脆弱であること。更に、財政運営が不安定になるリスクの大きい小さな自治体があることや市町村間において格差があるから、課題を解消するために、国保制度改革を行う。

「2. 国保制度改革の概要」

大きく2つあり、「①公費による財政支援の拡充」として、毎年約3,400億円の財政支援を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図ることとしている。これは、被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果があると見込まれる。

この3,400億円の内訳は、平成27年度から実施として、低所得者対策の強化で、約1,700億円の保険者支援制度の拡充が図られており、本市においては、約10億円の拡充となっている。また、平成30年度から実施として、財政調整交付金の増額や保険者努力支援制度などにより、約1,700億円の財政支援拡充が実施される予定である。

次に、「②運営の在り方の見直し」として、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図る。また、都道府県が財政運営の責任主体となるが、市町村は、これまでどおり資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業など地域における事業を行う。

現行は市町村が個別に運営しているが、改革後は、都道府県が、市町村ごとに国保事業費納付金を決定し、その納付金を各市町村が納付して、国保の財政運営をしていく。都道府県と市町村の役割の主なものについては、「財政運営」は、県が医療費水準や所得水準を考慮し、市町村ごとに納付金を決定することや財政安定化基金を設置し、市は、県が決定した納付金を納付する。「保険料の決定、賦課・徴収」は、県が標準的な算定方法により、市町村ごとの標準保険料率を公表し、市町村は、その標準保険料率を参考に保険料率を決定し、賦課・徴収を実施する。

「3. 国保制度改革の主な流れ」

国が示しているスケジュールになるが、昨年度から都道府県と市町村で、協議の場を設置し、納付金の算定ルールや国保運営方針を検討しており、平成29年度までに平成30年度からの納付金の額や標準保険料率を決定する。

この県が定める運営方針は、熊本県が国民健康保険運営検討会議を昨年に設置しており、その中で検討するが、本市国保運営協議会の委員

である、林千佳子委員と斉藤和則委員が、メンバーとされている。県の検討会議もよろしく願います。

「4. 本市の現況等」

熊本県が設置する 4 つの検討部会で、項目ごとに検討を進めており、納付金算定方法等を今年度中に決定する予定であり、国のスケジュールに沿って進めている。また、平成 30 年度以降も市町村は、これまでどおり、窓口業務などは引き続き担っていくので、業務や体制の大きな変更は、無いものと考えている。

最後に、本市は、約 40 億円（平成 27 年度末時点）の累積赤字を抱えたまま、平成 30 年度の制度移行となることから、平成 29 年度中に累積赤字解消に向けた計画を策定して、計画的・段階的に解消を図っていききたい。

【議長】：ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質疑等がありましたらよろしく願います。

【斎藤（和）委員】：先ほどお話がありましたとおり、県の委員をさせていただいております。新しい国保制度改革については、公費による財政支援があるものですが、極端にいうと、この財源は私たちサラリーマン（社会）保険に向かっているということで、サラリーマン（社会）保険として非常に危機感を持っております。運営の在り方については、財政を県に一本化しますが、実際の担い手は、保険料徴収や健康づくり等はこれまでと何もかわりませんので、熊本市として徹底的に行っていただく必要があると思います。

今回の説明にはありませんでしたが、一般会計の法定外繰入について、平成 29 年度も 8 億円を例年通り繰り入れるものの、累積赤字が 40 億円あるということでしたが、平成 30 年度以降は、熊本県の財政基金から借り入れするということになると思います。借り入れをする場合に、議会对応が必要なのか。一般会計繰入は議会对応が必要かと思いますがどのように対応する必要があるのか教えてほしい。借入れになったからといって少し気持ちが楽になると思ってもらっては非常に困る。

累積赤字の 40 億円をどうやって解消していくのか、この計画が極めて重要になってくると思います。例年通り法定外繰入 8 億円という説明がありました。これ以降の意気込みや計画について非常に注目しているところです。県に一本化するにしても、国保が主体的な計画をどのように実施していくのか、保険料徴収に力を入れていくのか、あるいは、保険料率を上げていくのか、

健康づくりに力を入れていくのか、こういったことに絞られていくのかと考えています。

お尋ねしたかったのが、法定外繰入の考え方について、県に一本化するにあたりどのように変わるのか教えてほしい。

【事務局】：平成 29 年度については、先ほど説明したとおり 8 億円の一般会計繰入金の法定外の繰り入れる予定としております。平成 30 年度以降の県へ移管した後については、基本的には法定外繰入は無いものとして収支均衡を図るような計画を立てなければならないと考えております。

累積赤字の 40 億円について、県から借り入れるのかというご質問がありましたが、借り入れるかどうかは市が赤字を抱えたまま移行するか等、今後の検討課題になります。県から借り入れる場合は、議会への報告も必要になるかと思えます。

平成 30 年度以降についてですが、収支均衡を図っていくためには公費の拡充だけでなく、委員のおっしゃったとおり収納率の向上及び医療費適正化による医療費の削減に力を入れて取り組んでいかなければならないという認識を持っております。

【斎藤（和）委員】：累積赤字を消すために県からの借り入れということではなく、本来であれば、収支が不足する場合、法定外繰入を行わなければならないが、その部分が県からの借り入れをするという仕組みだと認識している。借り入れすることにより、心理的に安易にならないか非常に危惧している。

【事務局】：平成 30 年度以降に赤字が発生した場合は、県から借入れする必要もあるかと思えます。借り入れる場合は、議会や審議の説明責任はあると思っております。単年度赤字となり、県から借入れた場合には、次年度の経営努力というものが必要になってくると考えております。

【斎藤（和）委員】：わかりました。

【松岡委員】：運営協議会の中で平成 29 年度の予算について、皆さんで審議したわけですが、平成 30 年度以降は、熊本市独自の予算づくりは継続してあるのか、県全体のものになるのか、お教えいただきたい。

【事務局】：国保会計について、市は残りますが、県にもできます。県と市両方に国保会計ができます。運営協議会についても、県にも運営協議会ができますが、市の運営協議会はそのまま残ります。今後も今回同様に運営協議会で予算等のご報告

をさせていただきたいと思います。

【松岡委員】：県全体のトータルでの会計ができた場合は、市町村毎に差が生じる際は、お金の流れが市町村間で動くかどうかの見通しがあるのか。

【事務局】：会計は市町村単位ではありますが、トータルで県が調整をする形になります。県の基金を積み立てて赤字のところから借り出すような形になるかと想定しているが、例えば、本市が黒字になった場合に他市町村の赤字に補填するようなことはないと思います。

【松岡委員】：わかりました。

【議長】：他に何かございませんか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の審議は終了いたします。長時間にわたり、熱心なご討議とご提言をいただき、誠にありがとうございました。今後ともよろしくご協力をお願いいたします。

・閉会